

【院内感染対策指針】

当院では、患者さまへ安全で安心な医療を提供することを第一に考えています。
院内感染対策は患者さまを守ると同時に、自分や自分の家族を守るため非常に重要です。
従業者全員が院内感染対策を理解し、高い意識を持ち、指針に則った医療が提供できるよう、本指針を作成します。

第1条 院内感染対策のための組織に関する基本的事項

院長が中心となり、院内感染対策に従業者全員で推進します。

第2条 従業者に対する研修

- 1 研修は院内感染対策の基本的考え方や関連知識の習得を目的に実施します。
- 2 研修は、職種に関らず従業者全員を対象に年2回程度実施し、その他就業時研維や外部研修へも積極的に参加します。(研修記録は2年保存)

第3条 感染症の発生状況の報告

- 1 感染症の患者さま、もしくは感染のおそれのある患者さまにおいては、迷やかに院長に報告し、対応を検討します。
- 2 院長は届け出が必要な感染症患者と診断したときは、速やかに保健所へ届け出ます。
- 3 自分や自分の家族に発生した感染症に関しても、速やかに院長に申し出ます。

第4条 院内感染発生時の対応

- 1 院内感染が発生した時。院長は速やかに発生の原因を分析し、対応について指示します。
- 2 必要に応じて診療制限を行ったり、他の医療機関と連携をとって対応したりできるよう、日頃から連絡先の確認を行い、常に連携体制を整えます。

第5条 当指針の閲覧

- 1 本指針は患者さまに公開し、情報共有につとめます。

第6条 院内感染対策の推進

- 1 指針に沿って行動し、患者さまとともに従業者全員が一丸となって院内感染対策を推進していきます。

院長